

令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

1 包括的な支援体制の整備（1/2）

- ▶ 様々な福祉の課題を抱える市民を受け止め、その人の状況に合わせた支援が受けられる仕組みづくりを推進
- ▶ 地域の多様な主体がそれぞれの役割や機能を生かしつつ、支え合う地域づくりを推進

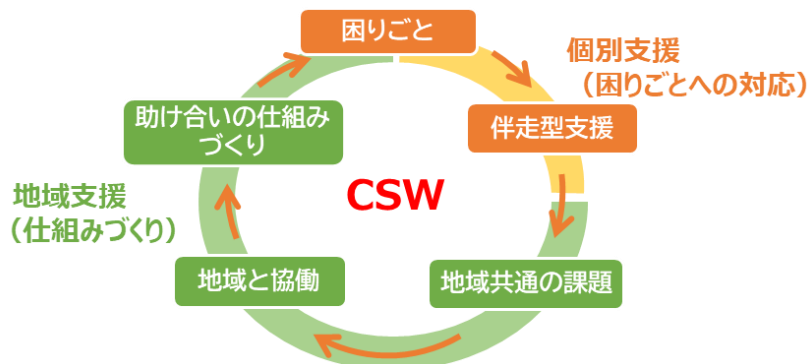
新規

〔福祉局 地域福祉推進室〕

5,064万8千円
(+5,064万8千円)

コミュニティソーシャルワーカーの配置

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進するため、市内4区にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、制度の狭間にある生活課題を抱えた人や自ら支援を求めることができない人等への伴走型支援を実施します。



個別支援

- 地域に出向き、支援対象者を発見・把握
- 支援対象者との信頼関係やつながりを形成するため、地域の関係者等との連携のもと、伴走型支援を実施

地域支援

- 顕在化した地域生活課題やニーズを地域の中で共有
- 地域の関係者等による課題解決に向けた仕組みづくりの支援を実施

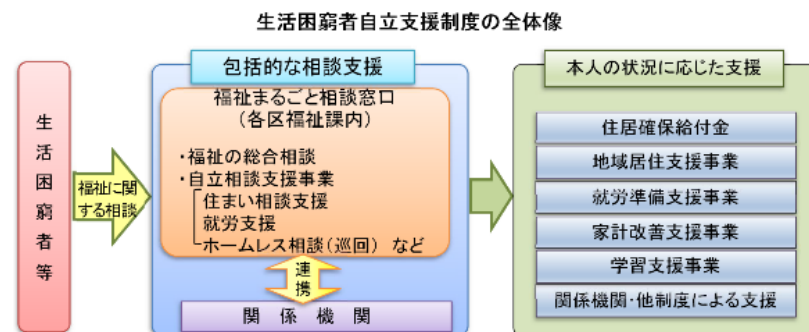
拡大

〔福祉局 生活福祉課〕

641万9千円
(+242万4千円)

「福祉まるごと相談窓口」を中心とした包括的な相談支援の実施

生活困窮者や福祉の複合的な課題を抱えている方の相談に対応するため、各区に「福祉まるごと相談窓口」を設置し、生活困窮者自立支援制度をはじめとした様々な支援制度を活用し、関係機関と連携しながら、包括的な相談支援を実施します。



令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

1 包括的な支援体制の整備（2/2）

- ▶ 様々な福祉の課題を抱える市民を受け止め、その人の状況に合わせた支援が受けられる仕組みづくりを推進
- ▶ 地域の多様な主体がそれぞれの役割や機能を生かしつつ、支え合う地域づくりを推進

拡 大

〔福祉局 地域福祉推進室〕

533万5千円
（+136万円）

ケアラー・ヤングケアラー支援のための啓発の実施

ケアラー・ヤングケアラーに対する社会的な認知度や理解の向上を図り、ケアラーを社会全体で支える機運を醸成するため、市民、事業者、関係機関等への周知啓発を実施します。

■令和7年度実施予定

- (1) リーフレット、ポスターの作成・配布
- (2) WEB広告の実施(Yahoo!, Google, YouTube, Instagram等)
- (3) ランディングページ※の制作・運用

※ ランディングページとは、WEB広告を経由して訪問者が最初にアクセスするページのこと。



ケアラー・ヤングケアラー

Saitama City Carer & Young carer

▲ さいたま市ケアラー・ヤングケアラー シンボルマーク



支えるあなたは、ひとりじゃない

もしかしたら、
あなたもケアラー？
ヤングケアラー？

ケアラー・ヤングケアラーって何？

「ケアラー」とは、高齢、障害、病気などの理由で援助を必要としている家族や、身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などを行う人のことです。特に18歳未満のケアラーのことを「ヤングケアラー」といいます。

ケアラー支援を推進しています

さいたま市は、令和4年7月1日に政令指定都市で初となる「さいたま市ケアラー支援条例」を施行しました。ケアラー・ヤングケアラーへの支援を推進し、自分らしく健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。

●さいたま市ケアラー電話相談 [主な対象者] さいたま市内在住のケアラー・さいたま市内在住の方をケアしているケアラー

TEL 0120-252-061 FAX 0120-322-125 24時間 365日

〈専門の相談員が対応します。日頃のケアに関する悩みや不安、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。〉

さいたま市



令和6年度 啓発ポスター

令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

2 社会保険

▶ 市民一人ひとりの健康を維持するため、国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の各社会保険制度を効率的かつ効果的に運用

新規

【いきいき長寿推進課】

2,164万7千円
(+2,164万7千円)

データを活用した更なる介護予防の推進

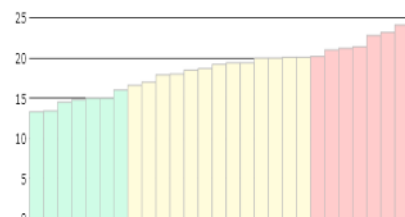
「JAGESプロジェクト」の調査結果を活用した、地域特性に応じたデータに基づく介護予防を推進します。科学的裏付けに基づきながら通いの場を拡大するほか、地域全体の介護予防機能の強化を図ります。

地域診断の結果、口腔機能の低下が認められる地域に、課題解決を目指した取組を実施した例

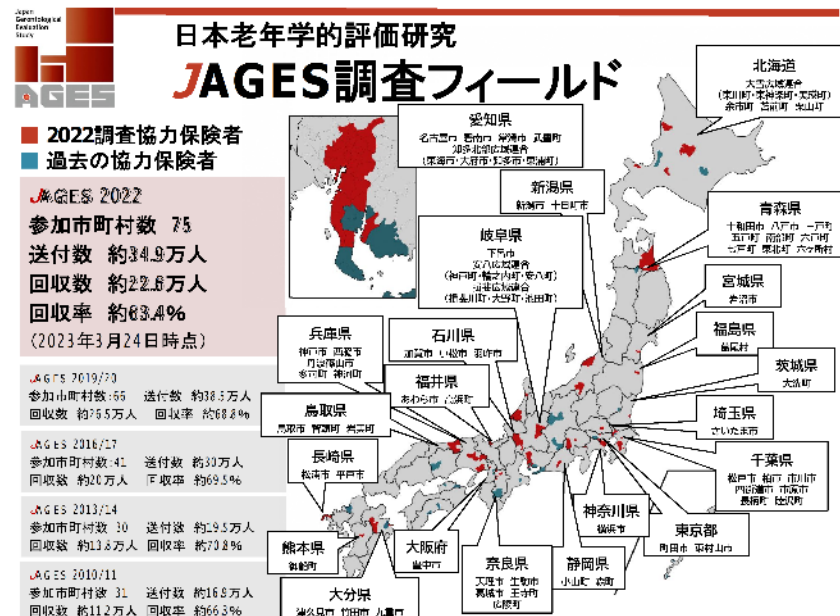
調査の結果、市内27の日常生活圏域で比較すると、口腔機能の地域差があることを把握

口腔機能に課題が認められた地域の住民に対し、歯科衛生士を直接派遣して、口腔機能向上のための取組を実施

地域マネジメントケアシステムによる地域間比較



通いの場に歯科衛生士を派遣し講話を実施



令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

3 社会福祉（介護・高齢者福祉）（1/2）

▶ 市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ること、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会を実現

拡 大

【いきいき長寿推進課】

1億4,429万4千円
(+175万7千円)

認知症の高齢者等に対する総合的な支援の実施

認知症の当事者同士のピアサポーター活動支援事業を通じて、認知症の人同士のピア活動を支援します。また、認知症の方の意思を尊重し、住み慣れた地域の生活を継続できるよう、認知症フレンドリーまちづくりセンターの運営を中心に、認知症の人、家族、地域住民、企業団体等の多様な主体との連携を促進し、予防と共生のまちづくりを推進します。



(写真左)認知症フレンドリーまちづくりセンターの講師が地域に出張し、認知症の当事者と共に地域活動を行うための講座を開催。



(写真右)認知症の当事者の声を取り入れた製品・サービスの展示会を経済産業省等と共同で開催。展示会中の特別講演会には、市の認知症希望大使等が登壇

拡 大

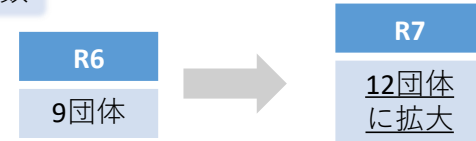
【高齢福祉課】

264万円
(+24万円)

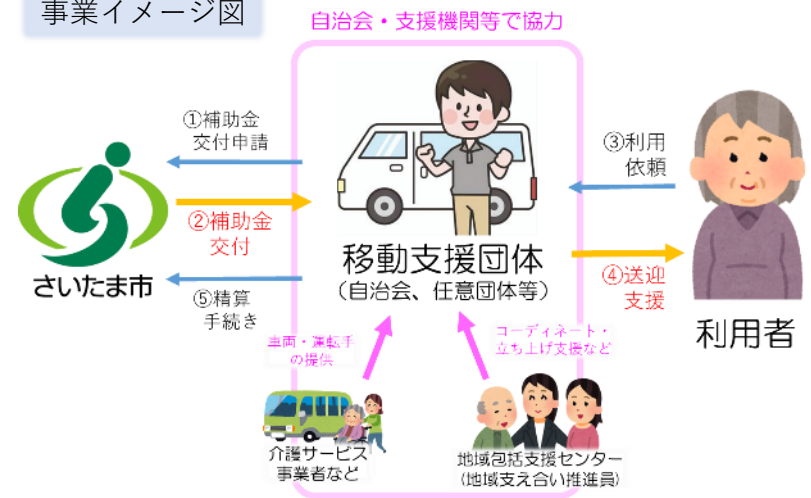
地域と連携した高齢者等の移動支援の実施

高齢者等の日常生活に必要な買い物や通院等の外出を支援するため、社会福祉法人や地域住民等が主体となり実施する移動支援事業に対し、対象団体数を拡大し、補助金を交付します。

実施団体数



事業イメージ図



令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

3 社会福祉（介護・高齢者福祉）（2/2）

- ▶ 市民一人ひとりが生涯現役で活躍するとともに、住み慣れた地域で健康に暮らせる環境を作ること、誰もが生き生きと長生きして暮らせる地域共生社会を実現

拡 大

【ねんりんピック推進室】

5,056万4千円
(+4,589万3千円)

全国健康福祉祭(ねんりんピック)の開催準備

令和8年11月7日から11月10日までの4日間、60歳以上の方を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である、第38回全国健康福祉祭埼玉大会(ねんりんピック彩の国さいたま2026)が埼玉県内24市町で開催されます。

本市では、テニス、サッカー、なぎなた、軟式野球、俳句の5種目等を開催する予定です。

令和7年度は、本番大会を円滑に開催するため、3種目のリハーサル大会等を行います。

なぎなた[7月6日(日)]、俳句[11月1日(土)]、サッカー[11月16日(日)]



ふれあいスポーツ交流大会



健康づくり教室



名称	第38回全国健康福祉祭埼玉大会
愛称	ねんりんピック彩の国さいたま2026
主催	厚生労働省、埼玉県、さいたま市、(一財)長寿社会開発センター
共催	スポーツ庁
テーマ	咲き誇れ! 長寿と笑顔 彩の国
会期	令和8年11月7日(土)から 令和8年11月10日(火)まで

令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

3 社会福祉（障害者福祉）（1/2）

▶ 障害のあるなしにかかわらず、誰もが権利の主体としてお互いの権利を尊重し、安心して暮らしていける地域共生社会を実現

拡 大

〔障害政策課〕

1,264万8千円
(+1,196万6千円)

障害者施策の総合的かつ計画的な推進

障害者施策を進めるうえでの参考資料とするため、次期障害者総合支援計画策定に向けたアンケート調査を実施します。

また、障害者スポーツの現状把握等に関する調査・研究を行います。



障害者総合支援計画



車椅子バスケットボール



ブラインドサッカー

拡 大

〔障害福祉課〕

4億791万8千円
(+4,621万7千円)

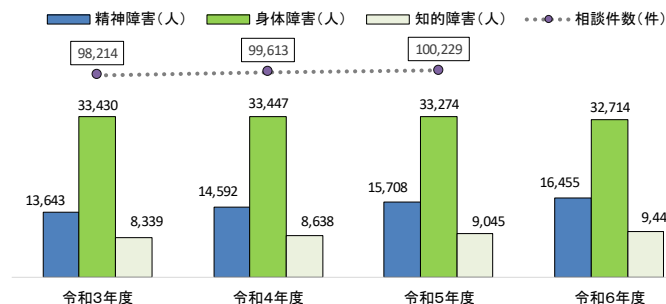
障害者生活支援センターの機能強化

障害者の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターを新たに2区に整備し、相談支援事業者に対する専門的指導・助言、人材育成等を実施します。

〔基幹相談支援センターの設置状況〕

～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【3区目】 ・中央区 ・南区 ・岩槻区	【4区目】 ・浦和区	【5区目】 ・桜区	【6区目】 ・北区	【7,8区目】 ・西区 ・見沼区	【9,10区目】 ・大宮区 ・緑区

障害者数と相談件数の推移



※障害者数は、毎年4月1日の手帳所持者数

※相談件数は、障害者生活支援センターでの受付件数

令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

3 社会福祉（障害者福祉）（2/2）

- ▶ 障害のあるなしにかかわらず、誰もが権利の主体としてお互いの権利を尊重し、安心して暮らしていける地域共生社会を実現

拡 大

〔障害政策課〕

2,441万1千円
(+1,577万6千円)

障害者就労支援施設「(仮称)やまぶき」の移転再整備

施設が老朽化した槻の木第1やまぶき、槻の木第2やまぶきを移転統合するにあたり、西原放課後児童クラブの建物解体に必要な実施設計及び統合施設の基本・実施設計を行います。



槻の木第1やまぶき



槻の木第2やまぶき

新施設イメージ図



※今後の設計の中で変更する可能性があります



令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

4 公的扶助

- ▶ 病気やけが、介護等により生活に困窮した市民が、自らの暮らしを支えて自立した生活を送ることができるよう、居住支援や就労支援等の必要な支援を実施

拡 大

〔生活福祉課〕

1億2,566万3千円
(+3,243万1千円)

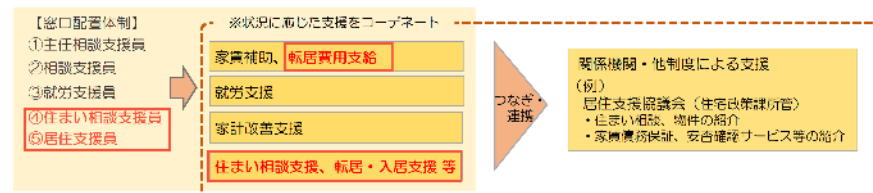
安定した地域生活に向けた居住支援の推進

持ち家のない単身高齢者の増加等に伴い、住まい探しが困難な方への支援や入居後の定期的な見守り、相談支援を行うため、住まいに関する包括的な相談支援や、生活困窮者及び生活保護受給者等を対象にアパート等への転居支援等を行う地域居住支援を実施します。

【各支援員の主な役割】

職種（抜粋）	主な役割
①主任相談支援員 ②相談支援員	○相談支援全般（住まいに限らず相談のトータルコーディネート） ・住まい相談、介護サービス利用、障害サービス利用、家計相談など、各支援機関と連携し支援をコーディネートする
④住まい相談支援員	○住まいに関する相談全般 ・年齢、疾病、親類、知人の有無など、個々の生活状況に応じた、生活スタイルと最適な住居形態（賃貸、戸建て、交通至便など）を本人と一緒に考え提案する ・地域の物件やニーズの把握、大家、不動産事業者等からの相談対応、調整など
⑤居住支援員	○物件入居までのサポート ・物件、債務保証業者のあっせん、入居手続きの同行支援 ・戸別訪問等による見守りや生活支援

【実施イメージ】 ※赤字四角枠内が令和7年度から対応強化する取組



令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

5 保健医療・公衆衛生（1/4）

▶▶ 市民一人ひとりが健康に生活できるよう、疾病の予防・早期発見・治療を始めとした各種の保健衛生施策を推進

拡 大

〔感染症対策課〕

46億1,992万6千円
（+5億4,260万3千円）

予防接種事業の実施

予防接種法に基づく定期予防接種として、子どもの感染症や高齢者のインフルエンザ感染症、新型コロナウイルス感染症などのワクチン接種を実施します。

【予防接種法に基づく対象疾病】

■ 集団予防、重篤な疾患の予防（A類疾病）

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、ヒブ感染症、小児肺炎球菌感染症、HPV感染症（子宮頸がん）、水痘、B型肝炎、痘そう（天然痘）、ロタウイルス感染症

■ 個人予防（B類疾病）

インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹（※）

※带状疱疹は令和7年度より定期接種化

新 規

〔感染症対策課〕

9,179万9千円
（+9,179万9千円）

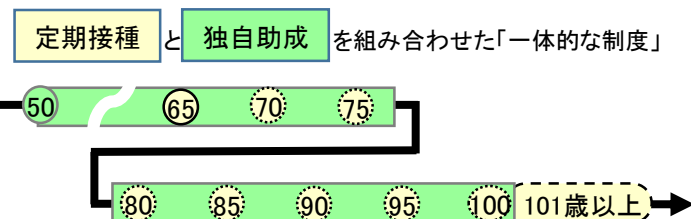
带状疱疹ワクチン接種費用への助成の開始

令和7年4月から定期接種化する、65歳以上の方等への带状疱疹ワクチン接種を実施するとともに、定期接種対象外の50歳以上の方を対象に、接種費用への市独自助成を実施します。

【市独自助成の概要】

带状疱疹は50代から罹患率が増加し、带状疱疹後神経痛など長期にわたる後遺症も引き起こすことから、50～64歳、66歳以上のすき間年齢の方について、定期接種の対象者と同様な仕組み（自己負担、回数）で接種可能とするため、本市独自に助成。

⇒ 50歳以上を対象とした「**一体的な制度**」として、市民に接種機会を提供



令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

5 保健医療・公衆衛生（2/4）

▶ 市民一人ひとりが健康に生活できるよう、疾病の予防・早期発見・治療を始めとした各種の保健衛生施策を推進

新規

〔感染症対策課〕

3億5,412万1千円
(+3億5,421万1千円)

HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置

HPVワクチンのキャッチアップ接種期間中に接種を受けた方が、期間終了後の令和7年度中に計3回の接種まで完了できるよう、接種費用を公費負担します。

【対象者】

- 平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれまでの女性のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方
- 平成20年度生まれの女子で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方



拡大

〔母子保健課〕

38,470千円
(+38,200千円)

新生児マススクリーニングの2疾患の検査拡大

疾病の早期発見・早期治療を目的に新生児に対して行う先天性代謝異常等検査について、既存の20疾患※に加え、新たに2疾患の検査を追加します。

※ 20疾患の検査は、健康科学研究センターで実施。

重症複合免疫不全症（SCID：スキッド）

免疫が働かないため重い感染症にかかりやすい病気。

下痢や咳が続く、体重が増えない、感染症の重症化などの症状がでる。5万人に1人が発症。

脊髄性筋萎縮症（SMA：エスエムエー）

全身の筋肉が低下する進行性の病気で、呼吸障害や嚥下障害をきたす。2万人に1人が発症。



対象者	市内の分娩取扱医療機関等で採血をした新生児。
検査費用	無料。採血料等は自己負担。
検査の受け方	① 市内の分娩取扱医療機関等へ申込む。 ② 日齢4～6日の赤ちゃんのかかとかから少量の血液を採取。 ※ 市外で出産した場合は、分娩取扱医療機関等の所在する自治体へ確認。

令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

5 保健医療・公衆衛生（3/4）

▶ 市民一人ひとりが健康に生活できるよう、疾病の予防・早期発見・治療を始めとした各種の保健衛生施策を推進

新規

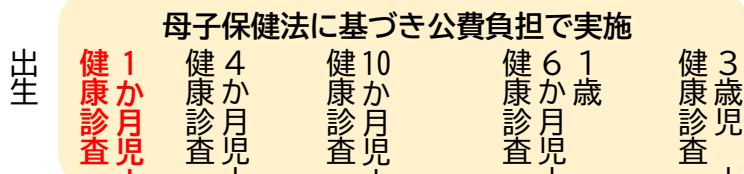
〔母子保健課〕

6,146万4千円
(+6,146万4千円)

1か月児健康診査への助成の開始

出生後から切れ目のない健康診査実施体制を構築するために、1か月児を対象とした乳幼児健康診査を実施します。

（令和7年4月1日から運用開始）



出生後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備

1か月児健康診査

目的	身体疾患が顕在化する時期に、 <u>疾病及び異常を早期に発見し、早期治療や適切な指導を行うとともに、養育環境を把握し、養育者への育児の助言を行う。</u>
対象者	<u>生後27日を超え、生後41日の乳児（出生日を0日目とし、生後28日以上、生後41日以内の乳児）</u>
実施形態	医療機関で実施する <u>個別健康診査</u>
実施者	新生児・乳児の保健医療に習熟した <u>医師</u>
自己負担	<u>助成上限額(6,000円)を超えた場合、その差額を支払う。</u>

拡大

〔母子保健課〕

1億2,317万1千円
(+8,041万3千円)

産後ケア事業の拡充

産後ケア事業の受入れ体制の拡充を図るため、サービス提供事業者への委託料の引上げを行います。また、4か月以降の児やきょうだい児を受入れた際の加算や、施設整備に関する補助金を新設します。

利用者負担の軽減

サービス提供事業者の拡大

支援を必要とする方が必要なタイミングで支援を受けられる

- 委託料（自己負担額含む）
 - 訪問型 8,500円/5,500円
 - デイサービス型 15,000円
 - 宿泊型 30,000円/日
- 4か月以降児加算
 - デイサービス型 2,000円
 - 宿泊型 5,000円/日
- きょうだい児加算
 - 宿泊型 5,000円/日

○施設整備補助金

施設整備事業 施設整備事業に係る工事の費用
上限額130万円/件

設備設置事業 設備設置事業に係る物品の購入費用
上限額7万円/件

令和7年度における主な新規・拡大事業（社会保障関連）

5 保健医療・公衆衛生（4/4）

▶ 市民一人ひとりが健康に生活できるよう、疾病の予防・早期発見・治療を始めとした各種の保健衛生施策を推進

拡 大

〔地域医療課〕

2,933万1千円
(+150万6千円)

AEDの更なる整備・普及啓発の実施

AEDの更なる整備として、「24時間誰でも使用可能なAED」を、市有施設の屋外に増設します。

また、原則トイレ付近にAEDを設置するといった市独自の取組の周知を含めた新たな普及啓発を実施します。

●令和6年度末時点で、総設置台数 578台
(うち屋外設置 10台)

24時間誰でも使用可能



トイレ付近への設置



拡 大

〔保健衛生総務課〕

5億3,690万4千円
(+4億6,794万6千円)

(仮称)さいたま市口腔保健センターの整備と障害者歯科診療の推進

(仮称)さいたま市口腔保健センターの整備について、令和7年度は、施設建設工事の基本・実施設計及び開設予定地である旧中央区役所保健センターの解体工事を実施します。

また、障害者歯科診療の推進については、障害者歯科相談医ガイドブックの配布による情報提供に加え、令和7年度からは、障害者歯科相談医等が在籍する地域の歯科医療機関と連携した障害者歯科相談医等連携・紹介会議を実施します。

【口腔保健センター外観イメージ】



※ 基本設計時点

【ガイドブック】

